

大学院専門法務研究科アセスメント・ポリシー

令和8年 4月 1日

目的

- 大学院専門法務研究科では、学位授与の方針に則して教育課程が適切に構成されていること及び適切な学修成果が得られていることを検証することを目的に、アセスメントを実施する。
- 大学院専門法務研究科アセスメント・ポリシーにおけるアセスメントとは、教育に関する各種データ・資料等の収集、分析、点検・評価、改善を指す。

実施内容及び実施体制

- アセスメントは、教育課程と学修成果の領域に関して設定された自己点検・評価の基準（共通基準）の達成状況に対して行う。
- アセスメントを実施するための組織として、大学院専門法務研究科自己点検・評価委員会を置く。
- アセスメントは、毎年度実施する。ただし、千葉大学大学院専門法務研究科自己点検・評価規程に基づく自己点検・評価を実施した年度を除く。
- 大学院専門法務研究科自己点検・評価委員会は、アセスメント・チェックリストにより、各種データ・資料等に基づいて分析を行い、部局・教育課程レベル、科目レベルの点検・評価を実施する。
- 大学院専門法務研究科長は、アセスメントの結果を運営基盤機構大学評価部門に7月末までに報告する。
- 大学院専門法務研究科長は、アセスメントの結果や運営基盤機構大学評価部門からの指示に基づき、改善が必要と認められるものについては、改善計画を立て、その改善を行う。

科目レベルのアセスメントにおける成績評価の考え方

個々の授業科目の成績評価は、以下の観点にもとづいて、公正かつ妥当な方法を用いて行うこととする。

● 評価対象

法律基本科目については、年次ごとに定められた到達目標に照らして、知識の修得状況とその応用能力を評価する。法律実務基礎科目については、授業における到達目標に照らして、法文書作成スキル、コミュニケーション能力等の修得状況についても評価に加えることができる。基礎法学・隣接科目および展開・先端科目にお

いては、各分野の論述能力の評価を基本としつつ、科目の適性に応じた評価方法を採ることができる。

● 評価方法

必修の法律基本科目については、原則として平常点（発言状況、小テスト等）・中間試験・期末試験によって評価する。その他の授業科目については、原則として平常点・期末試験によるが、科目の特性により、期末試験に代えたレポート、リサーチ・ペーパー、起案文書などによる場合がある。

● 評価基準

成績評価にあたっては、授業担当教員から提出された評価結果をもとに、本研究科の拡大運営委員会を経て、教授会において審議を行い、厳格かつ適正な成績評価を実施する。授業科目ごとに採点基準、成績分布等を学生に開示し、授業科目の担当教員が成績評価に関する学生の照会に応ずるほか、成績評価に対する不服申立ての仕組みを設ける。

個々の授業科目における成績評価は、数値化して達成度を評価し、評語による成績表示を基本として行う。達成度の評価においては、明確な評価基準を用いるように工夫する。

達成度を数値化できないものについては、評語によらず合格・不合格によって評価することができる。どの科目を合格・不合格によって評価するかは、科目の特性に応じて学部・大学院教育委員会で審議のうえ、決定する。

以上